

## 加入のお奨め

農業機械公正取引協議会は、公正取引委員会から景品表示法の規定に基づいて認定を受けた過大な景品の提供、自ら主催して行う宿泊旅行への招待優待及び虚偽誇大な広告表示を禁止する公正競争規約を運用している団体です。

当協議会は、公正競争規約の認定を受けて以来（景品規約は昭和54年12月3日、表示規約は昭和57年6月28日それぞれ認定）、農業機械業界における公正な競争を確保するため、公正競争規約の普及啓発に努めてきたところですが、最近においては、会員各位のご理解が深まり、過大な景品付き販売、宿泊旅行への招待優待又は不当な表示は散発的にしか見受けられなくなってきました。

しかし、近年における農業機械の市場は、少子高齢化に伴う農家世帯数の減少により農業機械の需要も減少しており、この傾向は今後とも続くことが予想されます。

市場が減少していくと過大な景品付き販売や誇大な表示によって顧客を誘引することが行われやすい環境となりますが、これらによる顧客の誘因は波及性、昂進性が強いという性格を持っています。

ご案内のとおり、農林水産省は農業経営の安定を図るため、農業機械業界等に対し、できるだけ安価な農業機械の開発等を要請しておりますが、仮に過大な景品提供競争が行われるようになった場合、景品に要する費用を事業者が負担しきれないときは、この費用を販売価格等に上乗せすることになり、結果として割高な農業機械を供給することになってしまうおそれがあります。

また、昨今食肉についての不当表示が大きな社会問題になっておりますが、このような問題が起これば不当表示を行っていた当該事業者だけでなく業界全体が大きなイメージダウンを受けることになります。

このほか、規制緩和が進められる一方で消費者保護も大きなテーマとなっており、消費者を保護する法令が整備強化されております。

このような事を考え併せますと、公正競争規約の持つ意味は、今後益々高まっていくと思われませんが、公正競争規約を真に生きたものとし、農業機械業界における公正な競争を確保していくためには業界が一丸となって取り組んでいく必要があります。

このため、当協議会としましては、引き続き非会員に対しても公正競争規約に対する理解を求め、加入を働きかけるとともに業界の発展に寄与するよう努力していく所存であります。

つきましては、貴組合におかれましても当協議会の活動にご理解を頂き、ご加入くださるようご案内申し上げます。

なお、加入にあたりましては下記加入申込書により、本協議会にお申し込み下さい。

平成 年 月 日

農業機械公正取引協議会

# 加入申込書

このたび、貴会の趣旨に賛同し入会金を添えて加入いたします。

平成 年 月 日

農業機械公正取引協議会  
会長 殿

住 所  
(〒・Tel)

法人名 (ふりがな)

代表者名 (ふりがな)

代理人名 (ふりがな) 印

---

注) 資格及び加入金は次のとおりです。

県段階	賛助会員	5万円
市町村	団体会員	1万円

注) 加入金 1万円